

中核市 公設公営関連 事例一覧(長野市まとめ)

都市名		長野市	A市	B市	C市	D市	E市	F市	G市	H市
面積(km2)		834	212	757	110	37	65	25	465	186
人口概数(H31年3月31日)		376,000	188,000	323,000	353,000	406,000	410,000	233,000	343,000	560,000
児童概数(H31年3月31日)		19,000	8,000	16,000	18,000	22,000	21,000	11,000	19,000	27,000
小学校数(H31年3月31日)		54	27	55	32	41	45	24	37	70
特徴		健全育成事業と子ども教室を一体的に実施	公設公営+民設民営(複合型)	ほとんどが公設公営(新たに民設民営を導入)	ほとんどが公設公営	すべてが公設公営	すべてが公設公営	すべてが公設公営	公設公営+民設民営(複合型)	公設民営(指定管理)で社会福祉法人等に(法人委託型)
運営形態	公設公営		33	60	76	82	100	41	37	
	公設民営(業務委託)	108								
	公設民営(指定管理)									193
	公設民営(運営委員会)									
	民設民営	2	19		1				25	
	その他									
合計	110	52	60	77	82	100	41	62	193	
登録児童数		8,718	1,817	2,946	3,066	4,591	4,955	2,226	3,368	6,273
支援員数		378	79	277	227	224	127	156	300	459
登録児童数/支援員		23.1	23	10.6	13.5	20.5	39	14.3	11.2	13.7
支援員給与等		【市社協の場合】 95,330円/月 1日5時間 支援員手当8,667円/月 時給880円	会計年度任用職員 111,538円/月 週25時間 時給950円	会計年度任用職員 114,000円/月 週28時間	会計年度任用職員 6,788円/日 1日6時間	会計年度任用職員 時間 給1,163円(保育士等有資格) 週25時間	任期付き短時間 145,992円/月 週31時間 時間 給1,175円 会計年度任用職員 時間 給128,570円/月 週31時間	任期付き短時間 152,174円/月 週30時間 時間 給1,175円 会計年度任用職員 時間 給1,175円	会計年度任用職員 136,087円/月~(有資格) 週30時間 時給 987円~(無資格)	運営主体ごとに異なる 【市社協の場合】 夏の短期・長期スタッフ 時給1,090円
月額保護者負担金額		2,000	5,000	3,300	8,000	6,000	7,200	7,000	10,000	7,000
経費(歳出) R元年度	公設公営(千円)		245,242	385,358	772,195	928,876	930,593	526,170	844,743	
	公設民営(千円)	814,456								2,437,070
	コスト/登録児童数(千円)	93	(*)135	131	(*)252	202	188	236	(*)251	389
委託先 運営団体 クラブ数	運営委員会									
	社会福祉法人	84(社協、大橋)								88
	学校法人									
	NPO法人									44
	保護者会	1(稲田)								
その他	4(労協)									5
コメント		・「運営形態」と「委託先」はR3年度の状況 ・児童館・児童センター 37施設は指定管理も実施	・対象は小学校3年生までで、定員に1割以上の余裕がある場合は4年生以上も受け入れ ・「民設民営」は、私立保育園、財団法人 こちらは4年生以上も受け入れ HPIによると民間委託方式と思われる ・8月は利用料10,000円	・待機児童の解消と保護者負担軽減のため、令和3年度から、学校法人等の民間事業者により17施設が運営されている ・定員を超える場合は低学年優先	・当初は父母会による運営だったが、昭和57年に公設公営へ ・民営のクラブは現時点では4施設(平日は午後9時までの施設もあり) 其他は7時まで	・対象者は小学4年生まで(支援学級等在籍児童は6年生まで) ・平成2年度から、人材派遣業務委託による支援員の配置も実施 ・各クラブに任期付き指導員(会計年度任用職員常勤)1名を配置 ・平成5年にボランティアから嘱託職員(雇用)に変更	・民間活力を含めた様々な実施方法等を検討、総合的な運営を行う望ましい主体について検討(「児童の放課後を豊かにする基本計画」)	・放課後子ども総合プラン運営委員会(附属機関)を平成27年度に設置し、放課後子ども教室と留守家庭児童会(健全育成事業)などを総合的に実施すること等について検討	・「民設民営」は保育所併設、借家等 ・基準を満たした民設施設への補助制度あり	対象は小学校3(障害児は4)年生まで 市社協は45施設を指定管理受託 小学校区に関係なく入所可能

(*)「コスト/登録児童数」のうち(*)が付された数値については、「公設公営の経費」をその他の運営方式を含めた全登録児童数で除しているため参考数値